

指定管理者監査

監査対象 静岡市支援センターみらい【公益社団法人静岡県精神保健福祉会】
静岡市蒲原子育て支援センター【特定非営利活動法人子育て支援どろん子】
監査期間 令和4年8月19日～令和5年1月6日

指定管理者監査は、指定管理者及び所管部局を対象に、指定管理者の指定は適正・公正に行われているか、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか、施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているかについて、関係書類の調査、関係職員からの説明聴取、現地調査を行いました。

監査の結果、9件の指摘と15件の指導を行いました。

★主な指摘事項

モニタリング調査について【精神保健福祉課、子ども未来課】

所管課は、指定管理者に対するモニタリング調査を行い、「現金や金券等の管理を適正に行っているか」等の調査結果について、「問題なし」としていましたが、監査において確認したところ、270円切手の枚数が受払簿に記載された数よりも17枚少なかったり、現金の前年度からの繰越額や取引毎の残高が会計帳簿に記載されていなかったりしていました。その結果、調査の信頼性に疑義が生じるものとなっていました。

●主な意見

・使用料徴収について【精神保健福祉課】

市精神障害者地域生活支援センター条例に定める使用料は、1日利用の場合も定期利用の場合も前納しなければなりません。しかし、支援センターみらいでは、利用者の特性を鑑みて、定期利用の場合は前納としていませんでした。利用者に寄り添った運用ではあると思いますが、条例と不整合が生じていますので、適切に説明することのできる基準を市の責任で示すことを求めました。

・所管課による指定管理業務の適切な評価及び指導について【子ども未来課】

指定管理者における事務処理は、組織の規定に基づいて行われることから、市と同一の処理方式を取る必要はありませんが、市が支出した指定管理料が指定管理業務以外に使用されていないか等、市として確認すべき事項については適切な点検・確認が求められます。不正防止の観点からも、複数人によるチェック体制の効果や会計帳簿の電子化も踏まえて組織のルールに則った適正な事務処理が行われるよう、所管課においては、モニタリング調査、年度評価及び総合評価実施時等の機会を捉えて指導していくことが必要であると考えます。